

「施設利用者に対する職員行動規範」に基づく行動指針

1 差別の禁止

- ① 子ども扱いするなど、その人の年齢にふさわしくない接し方はしません。
- ② 障がいの程度・状態・能力・性別・年齢等で差別しません。
- ③ 利用者本人の前で障がいの呼称・状態を表す用語を差別的に使いません。
- ④ 障がいのために克服が困難なことを、本人の責任とするような発言はしません。
- ⑤ 利用者に対して、偏見や先入観を持って接することはしません。
- ⑥ 利用者の言葉や動作等の真似をしたり、利用者の行為を嘲笑したり、興味本位で接することはしません。

2 プライバシーの保障

- ① 職務上知り得た利用者個人の情報は他に漏らしません。
- ② 利用者・保護者・家族の了解なしに所持品の確認を行いません。
- ③ 利用者・保護者・家族の了解なしに、本人の写真や名前、作品等を掲示・展示公開したりしません。
- ④ 利用者・保護者・家族の了解なしに、主治医から情報を得ることはしません。
- ⑤ 他の機関への情報提供がたとえ利用者の利益のためであっても、本人・保護者・家族の了解なしには行いません。
- ⑥ 利用者のプライバシーに関する話を他の利用者の前でしません。

3 利用者の主体性と個性の尊重

- ① 利用者の入退所・異動にあたっては、本人・保護者・家族に十分な説明を行い、本人の選択の機会が得られるように努めます。
- ② 利用者一人ひとりに支援計画を作成します。また、支援計画の実施にあたっては、本人・保護者・家族への説明を行い、同意を得た上で行います。
- ③ 施設運営・サービス内容等に対する利用者・保護者・家族の意見・要望等を聞く機会を設け、意見等が反映されるように努めます。
- ④ 行事や活動計画には計画段階から、利用者に伝え、協議し、利用者が参加できるように努めます。
- ⑤ 利用者の個人的好み・嗜好を尊重します。
- ⑥ 利用者の活動においては、利用者の生活歴をよく知り、施設利用までの生活習慣を尊重するように努めます。
- ⑦ 利用者が意思決定できる機会を増やし、自己実現に向けた支援を行います。

4 人権の尊重と対等な立場での支援

- ① 利用者と職員は対等な関係にあり、年齢にふさわしい敬称で呼び合うように努めます。
- ② 利用者に対して性的に不快にさせるあらゆるセクシャルハラスメントに該当する行為及び該当するおそれのある行為をしません。
- ③ 利用者が理解しやすい言葉や表現を使うように努めます。
- ④ 利用者の嫌がることを強要しません。

5 体罰等の禁止

- ① 殴る、蹴る、つねる等の行為、その他故意に怪我をさせるようなことはしません。
- ② 軽蔑や無視等の精神的な苦痛を与えることはしません。
- ③ いかなる場合でも、体罰は容認しません。
- ④ 自傷や他害等の危険回避のための行動上の制限については、利用者・保護者・家族への明確な説明を行います。
- ⑤ 利用者に対して、威圧的な態度はとりません。

6 社会参加の促進

- ① 利用者が地域資源の利用や催し物に参加する等地域社会との繋がりを持てるよう支援します。
- ② 利用者の活動に地域のボランティアを積極的に受け入れます。

7 専門性の向上と倫理の確立

- ① 利用者に対する支援は、職員の統一した考え方のもとに行います。
- ② 職員は相互に啓発しあい、倫理の確立と専門性の向上のため、研修に参加する等自己研鑽に努めます。
- ③ 職員は、利用者支援にあたり、絶えず自己点検、相互点検に努めます。